



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙人名簿登録基準日等	選挙管理委員会書記室
・ ポスターの掲示開始期日	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第29号

令和4年7月10日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。

令和4年6月17日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

- 1 基準日 令和4年6月30日（但し、年齢要件は7月10日）
- 2 登録日 令和4年6月30日

長崎県選挙管理委員会告示第30号

令和4年7月10日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

令和4年6月17日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

掲示開始日 令和4年7月1日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所